

【公印省略】



20福計協第82号

平成21年3月3日

小郡三井医師会会長 殿

指定定期査機関

(社)福岡県計量協会

会長 石蔵 利治

平成21年特定計量器定期検査の実施について（通 知）

計量法第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査の実施について、同法第21条第2項の規定により公示されました。

このことについて、福岡県計量検定所長より、通知依頼（平成21年3月2日、20計第1509号-2）がありましたので、別添の告示を送付します。

つきましては、健康診断に使用される体重計及び調剤用のはかりが本検査の対象となりますので、必ず受検されますよう貴会会員の方々へのご指導方よろしくお願いいたします。

なお、平成21年度より、従来までのひょう量300kg以下の集合検査に加え、新たにひょう量300kgを超えるはかりの「定期検査」業務の指定を受け、全ての質量計について、当協会が実施する事になりますので、今後とも宜しくお願い致します。

連絡先

〒811-2302

糟屋郡粕屋町大字大隈188-2

指定定期検査機関（社）福岡県計量協会

担当 大和

TEL（FAX）092-939-2945

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

【公印省略】

20計第1509号一2

平成21年3月2日

指定定期検査機関

(社)福岡県計量協会会長 殿

福岡県計量検定所長

特定計量器の定期検査の告示について（依頼）

このことについて、糟屋郡、古賀市、朝倉郡、三井郡、朝倉市、小郡市、京都郡、行橋市、田川郡及び田川市の特定計量器定期検査を別添のとおり告示しましたので、関係各位への周知方よろしくお願い致します。

福岡県告示第346号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成21年 2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 実施機関
社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が30kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	21年4月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	めぐばーる	筑前町
	21年4月7日	10:00～12:00 13:00～15:00	筑前町役場	筑前町
	21年4月8日	10:00～12:00 13:00～15:00	筑前町役場	筑前町
	21年4月9日	10:00～12:00 13:00～15:00	J A筑前あさくら宝珠山営農センター	東峰村
	21年4月10日	10:30～12:00 13:00～15:00	小石原公民館	東峰村
	21年4月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	ファームステーションバサロ	朝倉市
	21年4月14日	10:00～12:00	久喜宮コミュニティ	朝倉市
	21年4月14日	13:00～15:00	J A筑前あさくら志波支店	朝倉市
	21年4月15日	10:00～12:00 13:00～15:00	J A筑前あさくら杷木支店	朝倉市
	21年4月16日	10:30～12:00 13:00～15:00	J A筑前あさくら高木支店	朝倉市
	21年4月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉体育センター	朝倉市
	21年4月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	秋月BATABATA市場	朝倉市
	21年4月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	朝倉市
	21年4月22日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	朝倉市
	21年4月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	朝倉市
	21年4月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	朝倉市
	21年4月27日	10:00～12:00 13:00～15:00	小郡市体育館柔剣道場	小郡市
	21年4月28日	10:00～12:00 13:00～15:00	小郡市体育館柔剣道場	小郡市
	21年4月30日	10:00～12:00 13:00～15:00	大刀洗町役場	大刀洗町
	21年5月1日から 21年6月30日まで	左欄の間に行う検査については、朝倉郡内各町、三井郡各町、朝倉市及び小郡市と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市

検査区域	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区分
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	21年5月1日から 21年6月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉郡 小倉市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	21年5月1日から 21年6月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉郡 小倉市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所を実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により（1）の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	21年5月1日から 21年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉郡 小倉市

特定計量器定期検査手数料表
福岡県の定期検査条例手数料表（指定定期検査機関も同額）

特 定 計 量 器 の 種 類	能 力 （ひょう量）	検査手数料（円）
①検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、 ひょう量が1 t 以下のもの 電気抵抗線式、 誘電式、 電磁式等	1 0 0 k g 以下	1, 4 0 0
	2 5 0 k g 以下	1, 8 0 0
	5 0 0 k g 以下	2, 2 0 0
	5 0 0 k g 超	3, 1 0 0
②棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、 直線目盛のみがあるもの 棒はかり、 手はかり		2 5 0
①②に掲げるもの以外のもの ばね式指示はかり、 台手動はかり、 皿手動はかり、 指示併用はかり、 天びん等	1 0 0 k g 以下	5 0 0
	2 5 0 k g 以下	9 0 0
	5 0 0 k g 以下	1, 5 0 0
	1 t 以下	2, 1 0 0
	2 t 以下	3, 7 0 0
	5 t 以下	6, 9 0 0
	1 0 t 以下	1 0, 7 0 0
	2 0 t 以下	1 5, 0 0 0
	3 0 t 以下	1 9, 1 0 0
	4 0 t 以下	2 1, 6 0 0
	5 0 t 以下	2 9, 8 0 0
	5 0 t 超	5 1, 2 0 0
分銅及びおもり		1 0

※ 最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、2倍の金額となります。

※所在場所検査の場合、職員旅費等が別途必要になります。

飯塚市	なし
2 都市計画事業の種類及び名称 飯塚都市計画下水道事業飯塚公共下水道	<u>福岡県告示第267号</u>
3 事業施行期間 昭和43年9月3日から平成25年3月31日まで	<u>計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、次のように指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第2項第1号の規定により公示する。</u> 平成21年2月20日
4 事業地	福岡県知事 麻生 渡
(1) 収用の部分 平成18年福岡県告示第570号の事業地に次の区域を加える。 飯塚市瀬野 字城ノ山、字七段、字島廻の各字の一部	1 名 称 社団法人福岡県計量協会
(2) 使用の部分 なし	2 所在地 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
福岡県告示第266号	3 定期検査を行う地域 福岡県全域（福岡市、北九州市及び久留米市を除く。）
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第569号飯塚都市計画下水道事業穂波公共下水道（飯塚市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。 平成21年2月20日	4 定期検査を行う特定計量器の種類 質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）
平成21年2月20日	5 指定日 平成21年2月3日
福岡県知事 麻生 渡	福岡県告示第268号
1 施行者の名称 飯塚市	<u>計量法（平成4年法律第51号）第117条第1項の規定に基づき、次のように指定計量証明検査機関を指定したので、同法第159条第2項第5号の規定により公示する</u> 平成21年2月20日
2 都市計画事業の種類及び名称 飯塚都市計画下水道事業穂波公共下水道	福岡県知事 麻生 渡
3 事業施行期間 昭和13年7月2日から平成25年3月31日まで	1 名 称 社団法人福岡県計量協会
4 事業地	2 所在地 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
(1) 収用の部分 変更なし	3 計量証明検査を行う地域 福岡県全域
(2) 使用の部分	

はかりの定期検査について

商取引や病院（健康診断・調剤用はかり）、学校（体重測定用）等で使用するはかりは2年に1度の定期検査を受けることが法律（計量法）で義務付けられています。

この定期検査は、福岡県の委託を受けた指定定期検査機関（社）福岡県計量協会が集合検査で行います。

但し、次の該当市又ははかりについては検査対象から除かれます。

☆福岡市・北九州市・久留米市については、市独自で検査が行われます。

☆県に届け出た計量士の検査を受けた方（はかり）は、指定定期検査機関（社）福岡県計量協会の検査を受ける必要はありません。

○検査に合格したはかりには、右記の合格証が貼付されます。

合格証が貼付されていないはかりや定期検査を受検していないはかりは、商取引や証明行為（病院・学校等）に使用できませんので、必ず定期検査は受検して下さい。

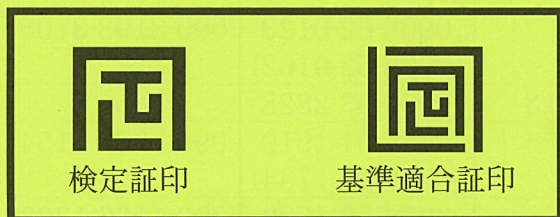


○福岡県では、検査区域を次の通りに分け実施しています。

H21.1.1 現在

偶 数 年	大牟田市・直方市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・宮若市・豊前市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・前原市・福津市・筑紫郡・鞍手郡・糸島郡・八女郡・築上郡
奇 数 年	飯塚市・田川市・嘉麻市・朝倉市・行橋市・小郡市・古賀市・うきは市・糟屋郡・遠賀郡・嘉穂郡・朝倉郡・三井郡・三潞郡・田川郡・京都郡

○はかりは、検定証印、又は、基準適合証印の貼付されたものをご使用下さい！



○300kg以下のはかり

バネ式指示はかり、手動式はかり、電気式はかり等の運搬可能なはかりで最大の量（ひょう量）が300kg以下のはかりは集合検査会場へ持参して受検下さい！

○ひょう量が300kgを超えるはかりは、別途、協会事務局へ連絡下さい。
所在場所又は持込にて検査を行います。

○高精度はかり（目量の数6,000を超えるはかり）は、巡回検査を行います。（はかりの所在の場所まで出向いて検査を行います。）

○代検計量士が検査を行う場合、全ての種類所在場所で行います。
（裏面に、県に届け出をしている代検計量士名簿を記載しております。）

検査に関するお問い合わせは！

指定定期検査機関（社）福岡県計量協会

〒811-2302 福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 TEL/FAX 092-939-2912

福岡県届出代検計量士名簿

氏 名	住 所	電話(FAX)	携 帯 電 話
井上 博司	〒808-0022 北九州市若松区大字安瀬63-6 (有)井上計量内	093-771-3199 (093-771-3299)	090-3730-9386
押本 恵一 押本 篤	〒802-0052 北九州市小倉北区霧ヶ丘3-16-8 (株)大津屋計量センター内	093-921-7660 (093-921-7674)	090-1160-1121
森永 一弘	〒801-0864 北九州市門司区老松1-20 (株)生海商店内	093-331-3546 (093-331-3548)	090-8761-6245
守田 章	〒808-0027 北九州市若松区大字安瀬1-27 九州テクノス(株)内	093-751-5700 (093-751-5708)	090-1340-2312
西竹 啓介	〒804-0077 北九州市戸畑区牧山海岸3-10 東洋精工(株)内	093-871-5111 (093-871-5116)	090-4586-0175
池田 敦典 入江 孝	〒803-0805 北九州市小倉北区親和町6-2 北九州市計量士会内	093-592-3400 (")	
清原 正英	〒820-0062 飯塚市目尾998-2 清原計量士事務所	0948-25-0304 (0948-25-0317)	090-1510-1960
小山田 寛司	〒812-0032 福岡市博多区石城町7-23 (財)日本穀物検定協会九州支部内	092-281-6571 (092-281-6580)	090-7442-7019
高野 正俊	〒812-0063 福岡市東区原田2-10-16		090-3604-4431
廣田 昌之	〒811-1103 福岡市早良区四箇6-11-12 (有)ヒロタ計量内	092-812-6117 (092-812-6833)	090-6429-4435
西川 裕人	〒836-0881 大牟田市米生町2-163-43 三池計量管理センター	0944-31-5809 (")	090-6293-1624
末崎 敬一 末崎 繁	〒839-0843 久留米市朝妻町13-35 (有)末崎計量器内	0942-43-4421 (0942-43-7800)	090-9584-1420 (末崎 敬一)
藤原 力和	〒847-0022 佐賀県唐津市鏡1350-4 藤原計量管理事務所	0955-77-2152 (0955-77-2153)	090-1518-0704
古賀 敬介	〒864-0054 熊本県荒尾市大正町2-2-23 古賀はかり製作所内	0968-62-0123 (0968-62-0162)	090-3193-3108
新 正美	〒860-0864 熊本県熊本市八景水谷3-13-13	096-343-2828	
片桐 孝章	〒857-0852 佐世保市千尽町5-54 (有)片桐計量器店内	0956-31-1919 (0956-26-1734)	090-7927-1154
帆足 享	〒870-0141 大分県大分市三川新町2-3-35 (有)帆足計量機器内	097-558-4520 (097-558-4698)	090-1166-1303
瓜生 裕一	〒824-0033 行橋市北泉4-30-10	093-963-5836 (")	090-2710-3452

※代検査の要望は、(社)福岡県計量協会でも受け付けています。

指定定期検査機関
社団法人 福岡県計量協会

〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
電話 (092)939-2912

※この情報は個人情報保護法等の趣旨に基づき、特定計量器定期検査業務以外には使用できません。